

日々の生活の中での免除や割引など



手帳の交付を受けることで税金が減免されたりします。また、交通機関を安く利用できる制度があります。障がい者手帳は、常に持ち歩きさまざまな制度をご活用ください。

所得税、市・県民税の控除

対象者	身体障がい者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳の交付を受けている方、または扶養している方	
内容	所得税、市・県民税が控除または減免されます。 ※障がいの程度や収入に応じて控除される内容が異なりますので、下記までお問い合わせください。	
窓口	所得税	飯塚税務署(芳雄町13-6 飯塚合同庁舎内) ☎ 0948-22-6710 fax 092-411-0124 ※このfaxは聴くことや話すことが不自由な方のための相談専用です。このfaxを利用して書類の提出はできません。
	市・県民税	飯塚市役所 税務課 市民税係 ☎ 0948-22-5500(内線1058～1061) fax 0948-21-2066

※紙おむつ・ストーマ装具の税金の医療費控除についてはp.28に掲載しています。

自動車(軽自動車)税の減免

対象車種	身体障がい者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳の交付を受けている方、または同一生計の親族が所有し、障がいのある方のために使用する車両(等級の内容で対象外となる場合もあります)	
内容	自動車(軽自動車)税が減免されます。 ※障がいの程度によっては対象とならない場合がありますので下記までお問い合わせください。	
窓口	環境性能割	【普通自動車、軽自動車】 飯塚・直方県税事務所庄内分室(仁保23-44) ☎ 0948-82-1010 fax 0948-82-4359
	種別割	【普通自動車】 飯塚・直方県税事務所(新立岩8-1 飯塚合同庁舎1階) ☎ 0948-21-4922 fax 0948-23-3806
		【軽自動車】 飯塚市役所 税務課 市民税係 ☎ 0948-22-5500(内線1058～1061) fax 0948-21-2066

※軽自動車税については、申請受付機関は毎年5月1日(土・日曜日)に場合は翌日(月曜日)から5月末日(土・日曜日)に場合は翌日月曜日)までです。

NHK放送受信料の免除

対象者	身体障がい者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳の交付を受けている方	
内容	全額免除	世帯に属する方全員が非課税の場合
	半額免除	世帯主かつNHKの契約者が下記のいずれかの手帳を交付されている場合 ・身体障がい者手帳1級、2級、視覚、聴覚 ・療育手帳A判定 ・精神障がい者保健福祉手帳1級
窓口	飯塚市役所 社会・障がい者福祉課 障がい者福祉係 ☎ 0948-22-5500(内線1151) fax 0948-21-6356	



有料道路の割引

対象者	身体障がい者手帳、療育手帳(Aのみ)の交付を受けている方、またはそのご家族の方(ご家族が運転される場合「第1種」の手帳に限り、ます。)	
内容	支払い時に障がい者手帳の掲示で通常料金の半額割引(ETCの場合は掲示する必要はありません。)	
手続きに必要なもの	<ul style="list-style-type: none"> 障がい者手帳(身体障がい者手帳、療育手帳) 運転者の免許証の写し 個人名義の車検証(更新の際も必要です) <p><ETCを利用する場合は下記のものも必要です。></p> <ul style="list-style-type: none"> ETCカード(障がい者手帳をお持ちの方の名義。未成年の場合は、保護者の名義のもの。) ETCのセットアップ申込書、証明書 <p>※車検証の名義は、家族の方や日常的に介護している方などに限ります。 ※利用する前に手続きを行ってください。 ※更新の手続きは2カ月前からできます。 ※レンタカーや代車は登録できません。</p>	
	窓口	飯塚市役所 社会・障がい者福祉課 障がい者福祉係 ☎ 0948-22-5500(内線1151) fax 0948-21-6356